

教人児第297号

平成30年5月10日

横浜市いじめ問題専門委員会

教育長 鯉渕 信也



平成29年度いじめ重大事態に関する再発防止策の
取組状況について（諮問）

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例第11条の規定に基づき、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる調査に関する再発防止策について、次の事項を諮問します。

1 平成29年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

（諮問理由）

教育委員会では、平成29年3月に「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」をまとめ、再発防止の取組を進めてきました。再発防止策として「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止策にかかる方針や仕組みづくりへの取組」に係る29年度取組状況について、御意見を伺います。

【担当】教育委員会事務局

人権教育・児童生徒課

電話：045-671-3295

FAX：045-671-1215

平成 29 年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

平成 29 年 3 月 31 日に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（以下「再発防止策」）に掲げられている 8 項目 34 の取組（別紙）について、学校と教育委員会が連携して進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組」の 3 つの視点で 29 年度の取組状況を報告します。

1 学校の取組

いじめ防止対策推進法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉えています。この定義を正しく理解し、学校での組織的な対応を徹底していくことが重要です。

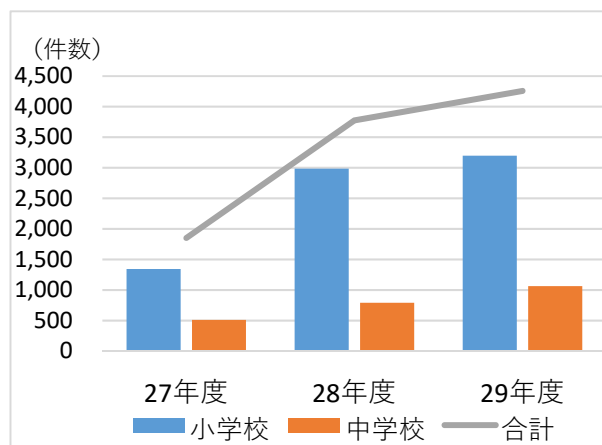
法の定義理解や児童生徒理解等の効果的な研修を通して、学校での組織的な対応が徹底されたことで、29 年度のいじめの認知件数は、前年度に比べ増加しました。いじめの早期発見に向け、さらに正確な認知に努めていきます。

また、認知した事案に対して、適切な支援・指導を行うことにより、早期解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。

【いじめの認知件数】（単位：件）

| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 前年度比 |
|-----|-------|-------|-------|------|
| 小学校 | 1,343 | 2,985 | 3,196 | 211 |
| 中学校 | 509 | 791 | 1,062 | 271 |
| 計 | 1,852 | 3,776 | 4,258 | 482 |

※29 年度件数は暫定値



① 児童生徒理解・法の定義理解のための教職員研修の実施

（再発防止策：1-③、1-⑤、2-①、2-②、2-④、6-③、8-①）

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、「『いじめ』根絶！横浜メソッド」を活用した児童生徒理解やいじめの定義理解の研修等を実施し、各学校での校内研修へつなげました。

また、福島県へ教職員を派遣し、震災後の学校や福島県の放射線教育について研修を実施し、学校において、研修での経験を生かした道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

さらに、「『いじめ』根絶！横浜メソッド増補版」として、記録の重要性や事案発生時の対応ポイント、学校教育事務所による支援等についてまとめました。30 年度は、増補版を活用した研修を実施していきます。

※「いじめ」根絶！横浜メソッド：教師のためのいじめ防止・対応マニュアル

児童生徒理解・いじめの定義理解研修

- ・校長への研修（5 月）弁護士による「いじめ」の定義理解
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、
地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策、等

放射線・被災地理解研修

- ・福島県での教職員派遣研修（7 月 77 人）
- ・人権教育推進担当者への研修（9 月「被災地の現状」）



② 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

(再発防止策：1-④、2-③、2-⑤、2-⑦、3-①、3-②、8-③)

複数の教職員によって構成する「学校いじめ防止対策委員会」を、毎月1回以上開催することを徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、進捗管理を行い、いじめの解決に組織的に対応しました。引き続き、いじめ防止対策委員会がより効果的に行われるよう、学校を支援していきます。

また、10月に改定した横浜市いじめ防止基本方針を受け、全ての学校で「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、30年3月までにホームページへ公表しました。改定した方針を全教職員で共有するとともに、児童生徒、保護者、地域等に周知し、連携・協働して取り組んでいきます。

【学校いじめ防止対策委員会の開催状況】(単位：校)

| | 小学校 | 中学校 | 義務教育学校 | 高等学校 | 特別支援学校 |
|-------|-----|-----|--------|------|--------|
| 月1回 | 259 | 79 | 2 | 9 | 11 |
| 月2～3回 | 70 | 33 | 0 | 0 | 1 |
| 週1回以上 | 10 | 34 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 339 | 146 | 2 | 9 | 12 |

【学校いじめ防止対策委員会の役割】

- ・いじめの認知(相談・報告の窓口)
- ・事実確認、指導、支援等の対応方針の決定
- ・認知している事案の進捗管理
- ・学年、学級の様子や気になる児童の情報共有
- ・未然防止のための環境づくり、取組の周知
- ・早期発見のための取組
- ・学校いじめ基本方針に基づく取組、見直し 等
- 定期開催(月1回以上)
- 臨時開催(新たな事案の発生時等)

③ 社会全体でいじめ防止に取り組む「いじめ防止市民フォーラム」の開催(12月2日)

(再発防止策：1-①)

「いじめの問題に向き合い、自分や他の人を大切にして関わり合う子ども社会をつくろう」をテーマに、いじめ防止啓発月間中の12月2日に「いじめ防止市民フォーラム」を開催しました。

小学生・中学生が「横浜子ども会議」の取組を生かし、それぞれ学校で行っているいじめ防止の取組について発表を行いました。また、パネルディスカッションでは、「いじめが起きた時、自分には何ができるのか」学校の取組から感じていること、自分がもしいじめにあったら、いじめの場にいたらどうするか、周りには何ができるのかを、小学生、中学生、保護者、教職員それぞれの視点から話し合いました。



● 山内小学校 「児童いじめ防止委員会の取組」

- ・子ども主体の「児童いじめ防止委員会」で、毎月情報交換を行いながら、取組を進めている。
- ・年3回は、保護者代表、主任児童委員、警察も参加し、一緒に考える。
- ・この取組により、いじめを注意できる友達も増え、いじめ防止の意識が上がっている。

● 横浜吉田中学校 「いじめ防止の取組」

- ・生徒会の発信により4か国語での「あいさつ運動」を実施(約50%が外国籍等の生徒)
- ・校外での活動も広がり、警察署や商店街、南吉田小学校との連携にもつながった。
- ・学校が「居場所づくり」と「絆づくり」ができる場所でありたい。

2 教育委員会事務局の取組

教育委員会事務局に29年度から「緊急対応チーム」を設置し、学校教育事務所と連携して、いじめの早期解決を図っています。また、学校がスクールソーシャルワーカーを積極的に活用することで、区役所等と連携したチームアプローチが進み、児童生徒への適切な支援につなげています。

① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援

(再発防止策：5-①、5-③)

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チーム（スクールソーシャルワーカー・学校支援員含む。）の派遣など、学校の組織的対応を支援しています。また、電話、面接等により、保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

【いじめに関する検討・相談数】 29年度実績

| | |
|-------------|------------|
| カンファレンスでの検討 | 98件（延340回） |
| 保護者等からの電話相談 | 75件（延361回） |
| 学校への訪問対応 | 95件（延531回） |
| 保護者との面談 | 54件（延339回） |

【学校担当指導主事による支援例】

「いじめられて苦しい」というメモを自宅で見付けた母親が学校教育事務所に相談。報告を受けた学校担当指導主事が母親に直接会い、親子共につらい思いをしていることを聞いた。

学校担当指導主事は学校に状況を伝え、学校と学校教育事務所が密に連携しつつ、学校によるクラス全児童へのアンケートと一人ひとりへの聞き取りを行った。学校は、確認できた事実をもとに、関係した児童への適切な指導を行い、解決に向かった。

② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

(再発防止策：5-②、5-④、6-①)

いじめの早期解決を図るため、29年度より、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局内に設置しました。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図っています。

【緊急対応チーム取扱件数】 29年度実績

| 取扱件数 (カンファレンス実施) | | 学校訪問 ※2 |
|---------------------|-----|------------|
| うち支援終了 ※1 | | |
| 85件 | 57件 | 70件（延370回） |

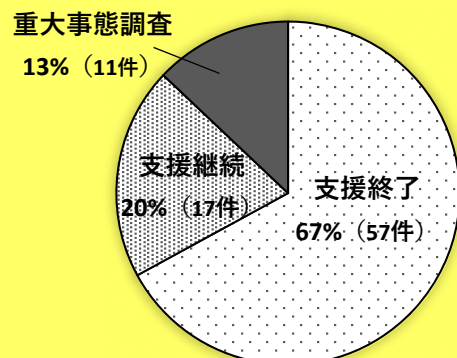
※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行35件（延172回）

【緊急対応チームによる支援例】

緊急対応チーム指導主事が、学校いじめ防止対策委員会に出席し、助言したことで、組織的な対応や関係機関との連携につながり、学校で適切な初期対応が行われた。また、緊急対応チーム会議でモニタリングを行い、一定期間いじめ行為がなかったことを確認し、いじめは解消した。

【緊急対応チーム取扱件数（85件）の内訳】



③ スクールソーシャルワーカーを活用したチームアプローチの実施と相談窓口の設置

(再発防止策：4-①、4-②、4-③、4-④、1-②、3-③、8-②)

学校が区役所などの関係機関と連携して適切な支援や指導を行えるよう、社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の積極的な活用を進めています。29年度は、教育委員会事務局に係長職のスーパーバイザー1人と学校教育事務所を兼務するチーフSSW4人を配置しました。

30年度は、チーフSSWに代わり正規職のSSW(統括)を各学校教育事務所に配置するとともに、新たに高校、特別支援学校担当のSSWを教育委員会事務局に配置することで支援体制を充実させます。

また、児童生徒と保護者の新たな学校外の相談窓口として29年5月に開設した「学校生活あんしんダイヤル」を通じて、SSWが直接いじめの相談に応じるほか、継続的な支援が必要な場合は学校教育事務所のSSWが引継ぎ、学校とともに解決を図っています。30年度は開設時間を延長して対応します。

【SSWの支援対象人数】29年度実績(単位：人)

| 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 計 |
|-----|-----|------|--------|-----|
| 373 | 146 | 17 | 14 | 550 |

※28年度：392人

【SSWのいじめへの対応状況】

28年度：28件(うち状況改善23件、進学・転出等5件)

29年度：54件(うち状況改善35件、継続支援中14件
進学・転出等5件)

【あんしんダイヤル相談件数】29年度実績(単位：件)

| いじめ | 不登校 | 学校との関係 | 養育 | その他 | 計 |
|-----|-----|--------|----|-----|-----|
| 54 | 42 | 56 | 10 | 20 | 182 |

【SSWによる対応例】

クラス内で発生したいじめは解消されたが、精神的な不調を訴え、不登校となる。学校が様々な支援を行うも好転しないため、保護者の不満は学校への不信感となっていた。学校の要請を受けたSSWは、専任教諭らと児童、保護者を入れたケース会議を開催。児童が安心できる環境づくりについて協議、検討したところ、児童はいつでもSOSを発信できることを知り、学校生活に対する不安感が薄まり、登校を再開した。

【あんしんダイヤル対応状況】29年度実績(単位：件)

| 傾聴・情報提供のみで終了 | 学校教育事務所SSWが対応 | その他 |
|--------------|---------------|----------|
| 103 (56.6%) | 72 (39.6%) | 7 (3.8%) |

3 再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組

① 再発防止策等を踏まえた「横浜市いじめ防止基本方針」の周知徹底 (再発防止策：6-②)

10月に改定した「横浜市いじめ防止基本方針」について、今後も、様々な機会を通じ、地域や学校現場等へ広く周知し、いじめ防止の取組を徹底していきます。

② いじめ重大事態の調査結果「公表ガイドライン」の運用 (再発防止策：7-①、7-②)

調査結果の公表について、関係当事者への影響を配慮しつつ、再発防止につなげられるよう、いじめ問題専門委員会の答申に基づき12月に策定した「公表ガイドライン」を運用していきます。

なお、これまでに重大事態調査案件は16件発生していますが、このうち29年度に2件、30年度に入り1件について、本ガイドラインに基づき調査結果を公表しています。

③ 情報共有や引継ぎのための仕組みづくり (再発防止策：2-⑥、2-⑦、5-③、5-⑤、5-⑥)

教育委員会事務局における相談記録の情報を共有するシステムの導入に着手しました。31年度以降の本格実施を目指し、制度設計を行います。学校では、研修等を通じて記録の徹底を図るとともに、児童生徒の個人情報として慎重に対応することの重要性を共有します。

④ 小学校高学年における一部教科分担制の推進 (再発防止策：1-④)

小学校高学年における児童の資質・能力を着実に育み、きめ細やかな指導を行うとともに、複数の教職員で児童一人ひとりを見守る体制づくりができるように、一部教科分担制の導入による学年経営力強化の事業計画を策定しました。30年度は8校で試行導入し、実施についての効果検証を行います。

いじめ重大事態に関する再発防止策

| 再発防止策 | |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 児童理解 | <ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり ②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みづくり ③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進 ④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備 ⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底 |
| 2 校内児童生徒支援体制 | <ul style="list-style-type: none"> ①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進 ②道徳教育、人権教育の充実 ③課題解決に向けた組織的な対応力の向上 ④児童支援専任教諭の体制強化と育成 ⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上 ⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底 ⑦「教育を受ける権利」を補償するための支援の確実な実施 |
| 3 保護者との関係構築 | <ul style="list-style-type: none"> ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり ②保護者からの相談への組織的な対応 ③学校外の相談窓口の効果的活用 |
| 4 関係機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ①関係機関（多機関）との連携強化 ②スクールソーシャルワーカーの体制強化 ③スクールソーシャルワーカーの人材育成 ④チームアプローチ体制の整備 |
| 5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方 | <ul style="list-style-type: none"> ①学校教育事務所による積極的支援 ②緊急対応チームによる支援 ③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施 ④迅速な専門家の派遣 ⑤専門相談との情報共有 ⑥いじめ事案の継続的な状況確認 |
| 6 いじめ調査方法のあり方 | <ul style="list-style-type: none"> ①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断 ②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進 ③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用 ④早期解決に向けた調査体制の拡充 |
| 7 調査結果の公表のあり方 | <ul style="list-style-type: none"> ①調査結果公表における個人情報保護関係法令の遵守 ②調査結果公表ガイドラインの作成 |
| 8 いじめの定義の理解 | <ul style="list-style-type: none"> ①より効果的な研修の工夫 ②いじめの申し立て窓口の設置 ③保護者や地域に向けた学校の取り組みの発信 |

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書

平成29年3月31日

横浜市教育委員会

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書・目次

| | |
|--------------------------------|------|
| ◆はじめに | P 1 |
| ◆再発防止策のポイント | P 2 |
| I 事案の経過と問題点 | P 4 |
| II 問題点と再発防止策 | |
| 1 児童生徒理解 | P 10 |
| 2 校内児童生徒支援体制の充実 | P 12 |
| 3 保護者との関係構築 | P 14 |
| 4 関係機関との連携 | P 16 |
| 5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方 | P 18 |
| 6 いじめ調査方法のあり方 | P 20 |
| 7 調査結果の公表のあり方 | P 22 |
| 8 いじめの定義理解 | P 24 |
| III 参考資料 | |
| 参考資料 1 答申後の経過 | P 27 |
| 参考資料 2 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の概要 | P 29 |
| 参考資料 3 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会委員 | P 31 |
| 参考資料 4 意見書の対応状況 | P 35 |
| 参考資料 5 関係法令（いじめ防止対策推進法） | P 41 |

◆はじめに

東日本大震災の被災地から横浜市の小学校に転入してきた児童に対するいじめについて、いじめを受けた児童と保護者につらい思いをさせてしまったことを心からお詫び申し上げます。また、多くの皆様にご心配、ご迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思います。

今回の件では、学校、教育委員会が、転入してきた児童と保護者の気持ちに寄り添い、その思いを十分に受け止めることができなかったこと、金銭問題が発生した時点で適切な教育的指導ができなかったことを、心より反省しています。

また、学校の対応やいじめ等が原因で児童が不登校となってから法に則った調査を開始するまで、学校、教育委員会が適切な対応を取れないまま約1年7か月もの期間を経過させ、児童の苦痛を長引かせてしまったことについて深く反省しています。

教育委員会は、平成28年12月15日に、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会（以下「検討委員会」）を立ち上げ、横浜市いじめ問題専門委員会の調査報告書（答申）や、児童の保護者及び代理人からの要望事項なども踏まえた8項目の課題について、検討してまいりました。

検討委員会では、こうした事態を二度と起こさないよう、厳しい姿勢で「なぜ学校や教育委員会が十分な対応を行うことができなかったのか」を検証することで問題点を明らかにし、「どうすれば適切な対応を行うことができるのか」という観点から、再発防止策を策定いたしました。

今後、同じ過ちを繰り返さないために、法の趣旨の正しい理解を進めるとともに、教育の原点に立ち返り、市立学校全体の学校組織力や教師の指導力の向上に取り組んでいきます。学校は、校長のリーダーシップのもと、教職員全体で、いじめの根絶、特に早期発見、早期解決に向けて組織的に取り組み、教育委員会は総力を挙げて学校を支援します。学校、教育委員会は、取組の実施状況を確認・検証しながら対策を進め、すべての学校において「いじめを絶対に許さない」意識の徹底を図ります。

そして、学校、教育委員会は、「いじめを絶対に許さない」意識を保護者や地域、関係機関と共有し、相互の連携・協力を図ることで、児童生徒一人ひとりが安心して、いきいきと学校生活を送れるよう、いじめの根絶に取り組めます。

◆再発防止策のポイント

「いじめを許さない学校づくり」を進めるためには、教職員一人ひとりが使命感や情熱をもって児童生徒と向き合い、問題に気付いたらすぐに学校全体で対応していくことが重要だと考えています。教育委員会は、教職員が児童生徒としっかり向き合う時間の確保のためのさまざまな施策を積極的に推進します。

対策を実行する上で、学校、教育委員会が今後力を入れて取り組むポイントを、以下にまとめました。

✓ 深い児童生徒理解

学校現場では、担任を中心に、個々の教職員がそれぞれの児童生徒と向き合っています。その中で、つらい思いをしている児童生徒に気づき、児童生徒の発達の段階を考慮しながら、表面化していない心理や特性を理解できるよう、一人の児童生徒に対して、複数の教職員が関わり、複数の目で児童生徒をとらえていく工夫を行っていきます。

また、教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図っていきます。

✓ 被災児童生徒に対するいじめの未然防止

東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめを未然に防止するため、放射線等に関する正しい理解を深める教育や、震災避難者や復興に関わる人々の思いや取組を理解する学習を進め、被災を経験した児童生徒に寄り添う心情を醸成していきます。

✓ 組織的な判断・対応

学校、学校教育事務所等で組織的な判断・対応ができるようにしていくことも大きな課題です。いじめを見逃すことなく、組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、専門スタッフの配置など、チームで対応できる体制を整備し、仕組みを構築していきます。

また、一定以上の緊急度・重要度のある事案についてはケースカンファレンス^{*}の中で対応方針を決定するなどのルールを明確にし、組織的な判断・対応を確実に実施するとともに、実践を通じた人材の育成に取り組んでいきます。

※ケースカンファレンス：

事例検討会。関係する教職員が集まり、諸課題への対応について変化や新しい問題点などがないか、適切な対応がされているかなどについて検討し、方針を決定するための会議。

✓ 関係機関（多機関）との連携

いじめの中には、学校や教育委員会だけでは解決できない問題が背景となっている場合もあります。こうした問題については、区役所や警察、児童相談所、療育センター等、関係機関と連携し、それぞれの権限や制度等を活用して、その解決や対応に取り組んでいきます。

さらに、スクールソーシャルワーカーのほか、カウンセラーや弁護士、心理・医療等の専門家の積極的な活用を進め、各機関の専門職とチームアプローチを行っていきます。

✓ 保護者とのパートナーシップ

いじめ問題の解決には、保護者や地域の理解と協力が不可欠です。学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信します。このことにより、学校・保護者・地域が、それぞれの役割を確認し合い、連携・協力しながら、いじめの未然防止・根絶に取り組んでいきます。

✓ いじめ防止対策推進法の目的・定義の正しい理解

いじめ防止対策推進法（以下「法」）では、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義しています。法は、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえ、その上で情報の共有と組織的な対応を行っていくことを意図したものとなっています。いじめの対応や未然防止を図るに当たり、教職員や教育委員会事務局の職員をはじめ、保護者や地域も含め、このことを正しく理解できるように、効果的な研修等に取り組んでいきます。

以上の観点に加え、学校においては、具体的事例について教職員同士が議論を行うことで理解を深める研修等の取組を進めることにより、教職員が一人で課題を抱え込むことなく、学校や教育委員会全体で、組織的に対応できるようにしていきます。

本報告書でまとめた再発防止策をもとに、学校、教育委員会は、いじめに対応する組織体制・対応の流れの点検、見直しを進めていきます。また、進捗状況の客観的なチェックを行い、確実な実施に努めます。

I 事案の経過と問題点

| 時期 | 学年 | 事案の経過 (第三者委員会の調査報告書 (答申)による) | 第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数) |
|-------------|-----|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 23年度 | 2年生 | 追い回しやあだ名呼称 (〇〇菌)といったいじめ があった。 | 学校は、この時期については当該児童に寄り添う対応が 比較的なされていってそれなりに功を奏していたと見なせ よう。(P17) しかしながら、十分に当該児童及び当該児童の保護者へ の配慮が行き届いていたかという疑問が残る。(P17) きちんとした相互理解を深めたうえで対応ではなく、 学校側の一方的な「指導」が中心となってしまったこと により齟齬が生じ、当該児童の不登校に至った要素は否 定できない。(P17) |
| 平成 24年度 | 3年生 | 6月～10月 不登校となった。 | 学校側は「震災被害の影響」という観点のみで捉えてい た傾向は否めず、当該児童の保護者との緊密な連携を図 る努力をしたとはいえない。(P17) 当該児童が「震災の被害」に加えて「いじめ」により心 的外傷を負っているのではないかという配慮に基づいた 対応は認められない。(P17) (教育委員会の)専門相談において、長期に渡りカウ ンセリングを行っていながら、守秘義務を理由に学校等と 情報共有を行っていなかったことは問題である。(P22) |
| 平成 25年度 | 4年生 | 叩かれ、物隠し、鉛筆を 折られるといったいじめ があった。 | (3年生の10月から4年生最終まで)以降、当該児童に 対して同じ学級の特定制児童により行われた行為につい ては、2年生時の再燃というべきであり、適切な支援指導が 必要であったが、当該児童からの訴えもなかったことも あり、学校側では「いじめ」という認識はなく、必要な 支援指導を怠っていた。(P17) 学校と当該児童及び当該児童の保護者との連絡につい ても、学校側から積極的に面談を行おうとしていた形跡が 弱く、主な連絡方法として「電話」を用いていたことも、 双方の齟齬を拡大する要因となっている。(P21) 学校組織として児童が発するシグナルを適切に受信し児 童理解する方策や受信された情報を学校全体として共有 し組織的に対応する体制の確立が脆弱であったのではな いかという疑念もぬぐえない。(P21) |
| 平成25年 6月 | — | いじめ防止対策推進法が成立。同年9月施行。 | |

| 対応等 | 問題点 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【学校】 担任は、当該児童から訴えを受け、その都度指導・対応した。</p> | <p>【学校】 いじめ未然防止策が不十分 当該児童が早く学校になじめるよう配慮して迎え入れることを教職員で確認するだけでなく、被災避難による転入であることを踏まえ、事前に当該児童の保護者の要望を確認の上、学校全体でいじめや差別を受けないように効果的な方策を立てる必要があった。</p> |
| <p>【学校】 当該児童の保護者からも「学校とは関係ない。震災で傷ついている」と言われていたため、「いじめ」としての対応はできていなかった。</p> <p>【教育委員会事務局】 教育委員会の専門相談（臨床心理士等による相談）を開始した。</p> | <p>【学校】 児童理解の不足 当該児童の保護者から「（不登校は）学校とは関係がない」という趣旨の言葉を受け、当該児童の状況を表面的にとらえることにとどまり、当該児童の心情に深く迫ることはできなかった。</p> <p>【教育委員会事務局】 専門相談との情報共有の不足 専門相談は、秘密を守ることで信頼を得て幅広い相談を受けているが、必要な情報を共有するため、保護者の同意を得られるよう働きかける努力が必要であった。</p> |
| <p>【学校】 学校は当該児童に対する「いじめ」を認識できていなかった。当該児童の保護者とは「電話」で連絡を行った。</p> | <p>【学校】 児童理解の不足 児童間で起こる様々な問題行動の中に、児童からのSOSがあることを理解して対応することができていなかった。</p> <p>保護者との関係構築手法の問題 電話でのコミュニケーションのみとなり、真摯に向き合い寄り添った対応をするための取り組みがされなかった。</p> <p>組織的対応が不十分 関係者だけではなく、学校全体で情報を共有し、専門家の派遣を求めるなどの対応を検討する必要があった。</p> <p>【学校教育事務所】 この時点では、当該児童について把握できていなかったため、学校に具体的な対応をアドバイスするなどの支援を行うこともできなかった。</p> |

| 時期 | 学年 | 事案の経過 (第三者委員会の調査報告書 (答申)による) | 第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数) |
|-----------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 26 年 5 月 9 日 (金) | 5 年生 | <p>プロレスごっこ称し、数人の児童から叩かれるようなことがあった。(時期不明)</p> <p>学校に関係児童の保護者から連絡があり、学校は玩具のやり取りについて知った。</p> | |
| 5 月 20 日 (火) 又は 21 日 (水) | 5 年生 | <p>学校に関係児童の保護者から連絡があり、学校は当該児童が何人かの関係児童にゲームセンターで過ごしているようだとの情報を得た。</p> | <p>学校側は、児童の生活指導上の問題として捉え、適切な対応を行っていたとは言えない。(P17)</p> <p>学校の対応としては、表面的な問題行動のみに注視して、児童の内面的な葛藤に対しての対応ができておらず、教育上の配慮に欠けていたといわざるを得ない。(P18)</p> |
| 5 月 28 日 (水) | 5 年生 | <p>当該児童の保護者から「帽子がなくなった。隠されたのではないか。」との訴えがあった。</p> | |
| 6 月 14 日 (土) ～ 25 日 (水) | 5 年生 | <p>14 日(土) 当該児童の保護者から、金銭授受の訴えがあった。</p> <p>18 日(水) 当該児童の保護者から学校へ「警察への相談を検討している」ことが伝えられ、学校は警察に協力することを伝えた。</p> | <p>学校は、加害を疑われている児童たちに対しても、適切な教育活動を行ったとは言えず、当該児童及び関係児童全てに対し、行うべき教育的指導・支援を怠ったと言わざるを得ない。(P18)</p> <p>学校側は、“真相解明”と“金銭問題”ということで積極的に当該児童及び関わった児童に対しての支援を行っていないことは、学校教育を行うものとしての見識を疑う。金品持ち出しに対する指導やゲームセンターへの出入り等に対して積極的に教育的支援を行わなかったことは、教育の放棄に等しいことを理解すべきである。(P23～24)</p> <p>“真相の解明”は学校の役割ではない。もし、それがどうしても必要と考えるのであれば、積極的に児童相談所や警察等専門機関の介入を依頼するのが常識である。(P22)</p> <p>(学校教育事務所は)保護者と学校側のコミュニケーションが円滑でなくなった時は積極的に介入し、指導主事、スクールソーシャルワーカー、学校カウンセラーを保護者のもとに派遣し、学校との仲介を行うことは当然であるはずであるが、その動きが見られなかったことも猛省を願いたい。(P22)</p> |

| 対応等 | 問題点 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【学校】 12日(月) 連絡のあった関係児童から担任が聞き取りをした。聞き取りの結果、学校は様子を見ることとし、当該児童の保護者への連絡はしなかった。</p> | <p>【学校】 不十分な教育的指導 金銭問題の発生時には、直ちに児童指導上の課題ととらえて対応する必要があった。</p> <p>不十分な組織的対応 金品のやり取りを児童指導が必要な課題ととらえたものの、重大性の認識に欠け、迅速な管理職との情報共有や組織的判断ができなかった。</p> <p>保護者に連絡しなかったこと 学校へ相談した児童が特定されないよう配慮することを優先し、当該児童及び当該児童の保護者の心情に思いが至らず、連絡を怠った。</p> |
| <p>【学校】 当該児童の保護者への連絡はしなかった。</p> | |
| <p>【学校】 帽子が見つかり、当時の認識ではいじめとは認識できなかった。</p> | <p>【学校】 法の運用についての認識不足 保護者からの申し出を受けて、法第23条第2項に基づいて「学校いじめ調査委員会」を開催するなど、組織として「いじめ」の有無について調査を行う必要があった。</p> |
| <p>【学校】 6月16日(月)～24日(火) 関係児童に対して聞き取り調査を行った。 6月25日(水) 聞き取り調査の結果について当該児童の保護者に説明を行った。「学校いじめ調査委員会」を開催した。</p> <p>【学校教育事務所】 6月16日(月) 校長から本事実案についての報告を受け、学校に対し、事実関係の正確な把握を行うことが必要であるとの助言を行った。</p> | <p>【学校・学校教育事務所】 法の運用についての認識不足 法第28条第1項の「いじめ重大事態」の疑いとして事実を明確にするための調査を行う必要があった。</p> <p>【学校】 不十分な教育的指導 金銭問題をいじめと認識していなかったとしても、児童指導上の重大な課題ととらえて、関係したすべての児童に対して適切な教育的指導を開始する必要があった。</p> <p>関係機関との連携不足 保護者に同行して児童相談所や警察等の関係機関に出向き、相談するなどの働きかけが必要だった。</p> <p>不明確な組織的決定プロセス 「学校いじめ調査委員会」が情報共有の場にとどまり、対応方針を決定する場となっていなかった。</p> <p>不徹底な記録及び保存に関するルール 情報を共有するためのルールがなく、個人のメモにとどまっていた。</p> <p>【学校教育事務所】 適切なアドバイス不足 学校に対して、児童指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー等の専門家を派遣できることなど、具体的な手立てを助言していなかった。</p> |

| 時期 | 学年 | 事案の経過 (第三者委員会の調査報告書 (答申)による) | 第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数) |
|------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7月30日 (水) | 5年生 | 当該児童の保護者から学校教育事務所に連絡があった。 | 学校側が困惑し、苦悩しているときに児童生徒の健全な育成のために学校支援を行うべき学校教育事務所も、学校からの報告に対して適切なアドバイスをしていなかったことも理解できない。(P22) |
| 11月14日 (金) | 5年生 | 当該児童の保護者から学校教育事務所に「教育委員会からも学校へ指導してほしい」と連絡があった。 | |
| 12月5日 (金) | 5年生 | 間に立った保護者が金銭問題への対応の件で来校した。 | 「正確な金額が分からないので、その解明は警察に任せたい」とか、「返金問題には学校は関与しない」として、学校は……教育的支援を十分に行ったと思えない。(P18) 児童問題や教育の専門家である教員やスクールカウンセラー等は、保護者の言動にかかわらず、児童の問題の本質に迫り、時としては保護者に対する指導助言も積極的に行うべきである。(P24) |
| 12月12日 (金) | 5年生 | 学校教育事務所は、人権教育・児童生徒課から、本件に関しての相談を受けたとの連絡を受けた。 | 教育委員会内の各部署はその役割を理解して、……教育委員会内の中での役割について見直し、適正化を図ることが必要である。(P25) |
| 平成27年 1月29日 (木) | 5年生 | 当該児童の保護者の代理人から「いじめの事実関係と学校の対応の問題等について協議したい」と書面が届いた。 | — |
| 平成27年 2月～11月 | 5年生 ～ 6年生 | — | 学校として当該児童への不登校支援は至って消極的であり……当該児童及びその保護者の心情をきちんと聴取することなく、一方的な思い込みで、事態の收拾のみに奔走していた傾向が認められる。(P19) 学校の責務として、所属する児童に対して「教育を受ける権利」を侵害しないように最大限の努力をすべきであるところを怠ったと指摘せざるを得ない。(P21) |
| 平成27年 12月16日 (水) | 6年生 | 横浜市長及び教育委員会あてに、「いじめ重大事態」の申入書が提出された。 | 学校と保護者との関係が良好でない状況下のいじめの調査は、速やかに本委員会(専門委員会)に諮問がなされ、調査を実施すべきであった。(P25) |

| 対応等 | 問題点 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【学校教育事務所】 事実の把握のために、学校による当該児童への聞き取りを受け入れてほしいと要望し、当該児童の保護者は了承した。 学校に対して、当該児童の保護者との電話でのやり取りを伝え、丁寧な対応をするよう指導した。</p> | <p>【学校教育事務所】 法の運用についての認識不足 「いじめ重大事態」の疑いとして事実を明確にするための調査を行う必要があった。 適切なアドバイス不足 警察の調査がされていることを前提とした指導体制を学校がとれるような助言をしていなかった。</p> |
| <p>【学校教育事務所】 当該児童の保護者からの連絡を受けた。</p> | <p>【学校教育事務所】 保護者の心情の理解不足 警察の調査結果を受けて、困って学校教育事務所に相談してきた保護者の気持ちを受け止めることができず、学校に対応を委ねてしまった。 事務所内の組織的決定プロセスが不明確 組織的な検討が十分行われず、学校が主体的に解決できる問題との認識にとどまっていた。</p> |
| <p>【学校】 保護者間の協議の場として学校を提供することを断ってしまった。</p> | <p>【学校】 問題の本質の理解不足 児童の問題行動に対し、課題の整理や対応の手順を定めることができず、児童指導として学校が責任をもって行うべきことが認識されなかった。 関係機関との連携不足 児童指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣を求めることができなかった。</p> |
| <p>【教育委員会事務局】 学校教育事務所に対応を依頼した。</p> | <p>【教育委員会事務局】 問題解決に向けた対応の欠如 学校教育事務所に対して、対応を依頼するのみにとどまらず、学校へ直接連絡するなど、事態の確認を行い、適切に対応する必要があった。</p> |
| <p>【学校】 学校教育事務所に対応の相談を行った上で、協議に応じる旨の文書を送付した。 【学校教育事務所】 学校だけで対応することが可能と判断し、同席はしなかった。</p> | <p>【学校教育事務所】 消極的な学校支援 児童の再登校に向けたプログラムは提示したものの、学校教育事務所として積極的に関わろうとしなかった。</p> |
| <p>【学校】 4月から11月にかけて、8回(月1回のペース)の家庭訪問を行った。</p> | <p>【学校】 消極的な再登校に向けた取組 校長のリーダーシップのもと、当該児童や当該児童の保護者の心情に寄り添いながら、多機関との連携を図り、再登校に向けて取り組む必要があった。 【学校教育事務所】 消極的な再登校に向けた取組 学校の再登校に向けた取組状況を把握し、不登校の状況が改善されていないことを確認して、積極的に介入する必要があった。</p> |
| <p>【教育委員会事務局】 平成28年1月5日、「いじめ重大事態」として第三者委員会への諮問を行った。</p> | <p>調査着手の遅れ 法に則った調査を開始するまで、児童の不登校開始から約1年7か月を要したことにより、調査に困難を生じさせたとともに、児童の苦痛を長引かせてしまった。</p> |

Ⅱ 問題点と再発防止策

1 児童生徒理解

児童は可塑性に富み絶えず変化をしていることを踏まえ、個々の特性理解を促進するとともに、個々の児童に沿った教育支援体制を確立すること。

(1) 問題点

①児童の表面化していない心理や特性を見出す視点に欠けていたこと

学校は、児童が日常の活動で表わす表面的な行動にとらわれ、児童の心情に迫ることができなかった。さらに、日々の成長や変化に伴う児童の心理を正確に把握することができず、児童間で起こる様々な問題行動の中に、児童からのSOSがあることを理解して対応することができていなかった。

②多様な視点で児童を見る体制ができていなかったこと

本市では、全市立小学校に児童支援専任教諭が配置されるなど、組織的な児童理解や指導体制の確立を促進してきているが、本事案では、複数の教員が多様な視点を持ち、児童の心理や特性をとらえることができる組織体制となっていなかった。

③児童指導上の課題解決に向け積極的に教育的支援を行わなかったこと

金品の授受やゲームセンターへ出入りする事態が起こった状況を速やかに把握することができず、関係したすべての児童に対しての適切な教育的指導や支援を行うこともできなかった。

(2) 再発防止策

①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり

「子どもの社会的スキル横浜プログラム^{*}」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、だれもが安心して参加でき、自尊感情を高める授業づくり・集団づくりを進める。

横浜子ども会議^{*}などを通じて、児童生徒が自らどのような行為がいじめに繋がるのかを考え学ぶ機会を積極的に設定する。

※子どもの社会的スキル横浜プログラム：

暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。

※横浜子ども会議：

平成25年度から開催している、市立学校の代表が会し、子ども達自らが話し合い、主体的な取組につなげる会議。

②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり

いじめられた児童生徒が大人に相談できないこともあることを踏まえて、児童生徒からSOSを引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくり、環境をつくる取組を進める。

【児童生徒がSOSを発信しやすい取組例】

- ・児童生徒への日常的な声掛けの実施
- ・児童生徒への定期的なアンケート、保護者に対するアンケートの実施・活用
- ・定期的な面談の実施

③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進

種々の内的な問題を抱えた児童生徒に対して、その内面にある不安や心配といった心の動きを適切にとらえられるよう、児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間人間関係をとらえる教職員の能力を高める研修を実施する。

【研修の具体例】

- ・「傾聴」やカウンセリングスキルに関する研修
- ・人権教育に関する研修
- ・特別支援教育に関する研修
- ・講師を招聘しての校内研修

④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

小学校において組織的な児童理解や指導体制を確立するために、児童の発達段階に応じて一部教科担任制等を導入したり、低中高学年のブロック単位で児童の指導や支援にあたる体制を組んだりするなど、複数の教職員で児童一人ひとりを見守るための体制を整備する。

⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底

金品授受の問題が発生した際には、確実に教育的支援を行うよう校長及び児童支援・生徒指導専任教諭の研修等を通じて周知徹底する。

また、「児童生徒指導の手引き（改訂版）※」を活用して、確実な指導を行う。

【指導の例】

- ・被害児童生徒の心情を理解して聞き取りを行い、被害児童の安全・安心の確保に全力を傾けることを伝える。
- ・速やかに状況を把握し、関係した児童生徒の保護者の協力を得て金品の授受を止める。
- ・関係した児童生徒一人ひとりに対して、金品の授受や子どもだけで遊興施設に出入りすることの問題点等について指導する。（必要に応じて一斉指導も併用する）
- ・再発防止に向けて、関係した児童の保護者の理解や協力を求める。
- ・状況に応じて、警察等の関係機関や心理等の専門家との連携を検討する。

※児童生徒指導の手引き（改訂版）：

横浜市教育委員会が平成21年に策定した「児童・生徒指導の手引き」を、平成27年に改訂したもの。

学校現場の教員がハンドブックとして活用できるよう、児童生徒の問題行動や児童・生徒指導上の今日的な課題等の中で、学校が対応を求められている代表的な22の項目について、

【事例】、【原因・背景】及び【対応】等を掲載している。

2 校内児童生徒支援体制の充実

学校内の児童支援体制を確立し、組織的な情報共有・対応ができるようにすること。

(1) 問題点

①いじめ未然防止の取組が不十分であったこと

東日本大震災で被災した児童の受け入れに際し、学校は、児童や保護者の要望を確認し、被災避難による学校生活への不安を和らげる配慮に加え、学校全体でいじめや差別を受けないよう効果的な方策を立てる必要があった。

②組織的意思決定プロセスが不明確であったこと

学校では、校内のいじめ防止対策委員会を設置していたが、その運用や役割が明確でなかった。このため、学校は、対応すべき児童指導上の課題に対し、管理職を含めた児童指導部会等の校内組織での迅速な情報共有、事案の整理、組織的な判断を行えず、役割分担も不明確なまま対応することとなった。

③児童理解に関する情報共有や引き継ぎが不十分であったこと

学校は、当該児童が東日本大震災の被災により避難してきたことや、表出している行動面の特徴についての引き継ぎや情報共有にとどまり、行動の背後にある児童の内面やその変化についての理解に基づいた情報共有や引き継ぎができていなかった。

④学習の支援・再登校に向けた支援が不十分であったこと

どのような理由であっても、児童生徒が学校に登校できない状況にある場合には、児童生徒・保護者の心情を聴取・把握して、学習の支援や再登校に向けた取組を迅速に行う必要があった。

(2) 再発防止策

①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進

東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめ未然防止のための、放射線等に対する正しい理解を深める教育や、震災避難者や復興に関わる人々の想いや取組を理解する学習を進め、被災した子ども達に寄り添う心情を醸成する。

【取組例】

- ・『ふくしま道徳教育資料集【補訂版】』（福島県教委）の活用
- ・『いわての復興教育副読本「いきる かかわる そなえる」』（岩手県教委）の活用
- ・放射線副読本（文部科学省）の活用
- ・福島県の環境創造センターへの教員派遣研修

②道徳教育、人権教育の充実

「特別の教科 道徳」において、自己を見つめ、より多面的・多角的にとらえ、自らの考えを深める力を育むとともに、人権教育の中で、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを進めることにより、いじめの未然防止に向けた取組を進める。

③課題解決に向けた組織的な対応力の向上

校長のリーダーシップのもと、児童支援・生徒指導専任教諭を中心に、専門職（カウンセラー等）を積極的に活用するとともに、関係機関とも連携できる児童生徒指導体制を構築する。

また、校内の「いじめ防止対策委員会」において、定期的にケースカンファレンスを実施し、いじめの実態把握及び分析を行う。校長等の責任者は、学校として組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

④児童支援専任教諭の体制強化と育成

児童指導上の諸課題への対応を担う児童支援専任教諭の負担を軽減するために配置される非常勤講師の常勤化（定数化）を進め、児童支援専任教諭が役割を十分に果たせる体制を強化する。

また、ケースカンファレンススキルの習得や、小中一貫ブロックを活用した中学校の生徒指導専任教諭と小学校の児童支援専任教諭の定期的な研修・連携を進める。

⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力向上

校長のマネジメント力・危機管理能力の強化を図るとともに、課題解決のキーパーソンとなる教職員が、他校の管理職、管理職経験者等から学校経営（運営）や危機管理について学ぶことができるよう、事例検討の研修等を実施する。

⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底

日常的に、教職員間だけでなく、カウンセラー等の専門職との情報共有の場を設定するなど、児童生徒指導上の課題の情報共有の徹底を図る。特に転入や進級・クラス替え、学校の新設・統合など、児童生徒の環境が大きく変わる際には、十分な引き継ぎができる取組を進める。

【引き継ぎの具体例】

- ・転入時の指導要録に基づく転出校との情報共有や保護者との事前の懇談の実施
- ・進級やクラス替え時における学級編成会議の充実
- ・複数年度分の情報共有ができるような手法の検討

⑦「教育を受ける権利」を保障するための支援の確実な実施

学校は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を守るために、当該児童生徒が登校できない場合には、児童生徒や保護者の思いを丁寧を受け止め、一人ひとりの状況についての記録を作成し、校長をリーダーに担任や児童支援・生徒指導専任教諭からなるチームによる支援を確実に進める。

3 保護者との関係構築

学校教育の要が、保護者との連携・協働にあるということを再認識し、保護者とのコミュニケーションを日常から活性化できるシステムを確立すること。

(1) 問題点

①保護者の心情やニーズに寄り添うことができていなかったこと

学校は、「家庭訪問に来ないでほしい」という保護者の言葉を口実に、保護者とのコミュニケーションは電話が中心となり、保護者に寄り添った対応をするための工夫を講じていなかった。

②保護者との信頼関係を構築する体制がつくれなかったこと

保護者との信頼関係が崩れた状況において、校長のリーダーシップの下で組織的に対応する体制が脆弱であったため、保護者との関係づくりは教員個々の対応に任せられ、良好な関係づくりに有効な手立てを講じることができなかった。

③カウンセラー等の専門職や外部機関と連携が図れなかったこと

学校や学校教育事務所は、本事案に関してカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門職を積極的に活用していなかった。学校カウンセラーが紹介した専門相談[※]についても、教育委員会事務局と学校との情報共有が行われず、両者が連携して保護者の相談内容について有効な手立てを講じる機会を逸していた。

※専門相談：

児童生徒や保護者からカウンセラーが受けた相談のうち、医療相談や発達検査、継続的な心理相談等を行う必要があるケースに対応する、教育委員会が運営する相談部署。

(2) 再発防止策

①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり

学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、保護者が参画しやすい学校運営を進める。また、日頃からあらゆる機会・場面をとらえ、積極的なコミュニケーションを図るなど、保護者が学校に相談しやすい雰囲気醸成する。

【コミュニケーションを図る取組の例】

- ・家庭訪問、連絡帳、保護者面談によるコミュニケーション機会の設定
- ・保護者が参加しやすい学校行事、地域との協働による学校運営

②保護者からの相談への組織的な対応

保護者からの相談については、学級担任だけで抱えることなく、共有が必要な情報については、学年会や児童・生徒指導部会等で共有する。また、解決が困難な問題については、ケースカンファレンス等で校長をリーダーに組織として対応し、児童生徒や保護者のニーズに応え問題を解決していく。

③学校外の相談窓口の効果的活用

保護者の相談内容によっては、学校だけで抱え込むことなく、区役所や警察等の関係機関と連携し問題を解決していく。また、保護者にも様々な機会を通じて、子育てや教育に関する相談窓口が複数あることなど、横浜市全体で子どもを守り育てていく体制があることを紹介していく。

4 関係機関との連携

学校外の関係機関との連携・協働を密にし、チームアプローチができる体制を確立すること。

(1) 問題点

①関係機関との連携が不十分であったこと

本事案では、学校・教育委員会事務局ともに、警察に相談するようアドバイスすることにとどまり、「保護者とともに警察と相談する」、「警察と連携して児童への指導にあたる」などの積極的な対応が見られなかった。

②スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用ができなかったこと

児童生徒が抱える課題が学校だけでは解決できない場合に、関係機関と連携して解決を図る専門職として、SSWの段階的配置を進めてきた。

しかし、SSWは、虐待の早期発見や福祉的課題を抱える児童生徒への対応に重点が置かれていたため、本事案では、関係機関との連携を進める役割を担うことができなかった。

(2) 再発防止策

①関係機関(多機関)との連携強化

保護者・児童生徒の孤立化を防ぐとともに、学校だけで解決できない課題の解決に向け、多機関との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者に情報共有の同意を得ながら、個別の事案についての情報共有等を図り、区役所や警察、児童相談所、療育センターなど、多機関との連携を積極的に行い、それぞれの持つ権限や制度等を活用することで、児童生徒の抱える課題の解決に取り組む。

【多機関連携の具体例】

- ・区児童支援・生徒指導専任教諭協議会の活用
- ・学校警察連携制度の活用
- ・子ども・家庭支援相談との連携
- ・横浜市いじめ問題対策連絡協議会の活用
- ・要保護児童対策地域協議会の活用

②スクールソーシャルワーカー(SSW)の体制強化

SSWを学校に派遣し、学校長の指揮下で、いじめなど幅広い課題に対応するとともに、関係機関と連携し、各機関の専門職によりチームアプローチができるよう、SSWの役割や機能の拡大を行うほか、雇用・勤務形態の見直しや人員体制の充実を図る。

③スクールソーシャルワーカー(SSW)の人材育成

ケースワーク、ソーシャルワークやカンファレンスの経験豊富なSSWを育成するため、関係機関との人事交流などジョブローテーションを行うほか、平成29年度より、高い能力を持ったスーパーバイザー（1名）やチーフSSW（4名）を配置し、実際の業務を通じて実践的な人材育成に取り組む。

④チームアプローチ体制の整備

スクールソーシャルワーカー（SSW）が関係機関を結び付ける役割を担うことによって、学校の児童支援・生徒指導専任教諭やカウンセラー、学校教育事務所の指導主事、区役所・児童相談所のケースワーカーや保健師、警察の相談員等の専門職と連携し、個々のケースについてチームアプローチを実施する。

また、チームアプローチで重要な役割を担うSSWの活用を図るため、SSWの活用状況を把握し、関係部局間でSSWの活用に関する情報交換を進める。

5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方

教育委員会内の各組織が役割を理解し、適切な児童生徒支援体制を確立すること。

(1) 問題点

①保護者の心情やニーズに寄り添った対応ができなかったこと

学校教育事務所は、学校との間で課題の解決が困難となっている保護者から直接相談があった際にも、「子どもを中心に、保護者と学校の当事者間で課題が解決されることが望ましい」という考えで対応し、学校教育事務所に相談している保護者の心情に寄り添った対応を行うことができなかった。

②学校教育事務所及び教育委員会事務局は、迅速かつ適切な学校支援を行わなかったこと

学校が長期にわたって事実が確認できない状態であるにも関わらず、学校教育事務所は、学校に対して児童生徒指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の派遣をするなど、適切なアドバイスや積極的な学校支援ができなかった。

また、教育委員会事務局の所管課も、学校教育事務所に対応を依頼するにとどまり、学校だけで課題解決が困難な事案に関して、迅速かつ適切な支援を行わず、その後の状況確認も行わなかった。

③学校教育事務所が、ケースカンファレンスで組織的判断ができなかったこと

学校教育事務所において個別ケースの情報を共有する会議等では、検討すべき事案の緊急度・重要度などを判断する基準が明確になっていなかった。このため、学校教育事務所は本事案について、学校が主体的に解決できる問題との認識にとどまり、積極的な支援が必要であるとの組織的判断ができなかった。

④専門相談(教育委員会事務局)が、相談内容を学校と共有しなかったこと

専門相談については、相談内容を外部に伝えないことを前提に対応することで、相談者との信頼関係を築き、幅広い相談を受けている。しかし、児童生徒の「教育を受ける権利」の保障等に資する場合には、相談者の了解を得て学校と相談内容を共有する必要があった。

(2) 再発防止策

①学校教育事務所による積極的支援

学校教育事務所は、「保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援する」という役割を徹底するとともに、学校が求める支援ができるよう、事務所内の業務内容等の精選・見直しを行うなど、事務所内の体制を整備する。

②緊急対応チームによる支援

人権教育・児童生徒課に緊急対応チームを配置し、いじめ重大事態が疑われる場合には早期に職員を学校に派遣するなど、教育委員会事務局全体で迅速に対応する。

③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施

重大な課題を見逃すことなく、組織として確実に把握し対応するため、緊急度・重要度の基準を定め、一定以上の緊急度・重要度のある事案については、ケースカンファレンスの中で対応方針を決定するなどのルールを明確化する。

また、事案の検討に必要な記録を徹底するとともに、関係部署が情報を共有し一元化できるように、情報システムの整備や、様々な事案を集積し、データ化して活用する方策を検討する。

④迅速な専門家の派遣

学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、弁護士のアドバイスを受けられる体制を整備する。また、事案の内容によって、医師や心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する体制を充実する。

⑤専門相談との情報共有

専門相談は相談者との信頼関係を築くことで幅広い相談を行っていることから、関係部署間での情報の共有については相談者との信頼関係を損ねる危険性がある。

しかし、児童生徒の成長にそった教育を行っていくためには、必要な情報を関係部署が共有することも重要であることから、重要度に応じて情報共有の同意もしくは初期段階での情報共有に関わる事前告知手続きを行うなど、情報が共有できる方策を検討する。

⑥いじめ事案の継続的な状況確認

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることの無いよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観点から被害・加害の児童生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。

6 いじめ調査方法のあり方

教育委員会は、いじめの調査方法について、適切に判断すること。

(1) 問題点

①いじめ重大事態の判断が遅れたこと

「横浜市いじめ防止基本方針」では、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局がどのように関わって重大事態の調査の判断をするか、判断主体が不明確であった。

その結果、本事案においては、制度を所管する教育委員会事務局や学校教育事務所が重大事態の判断を学校に委ねることとなり、重大事態としての調査の判断が遅れた。

②法の運用について認識が不足していたこと

金品に重大な被害を被っている場合や、「いじめにより重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」としても、法第28条第1項の重大事態の疑いとしてとらえ、学校または教育委員会事務局が、法の手続きに則って事実関係を明確にするための調査や報告を行う必要があった。

しかし、法の運用について、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の認識が十分ではなく、本事案においては、調査を開始するまで約1年7か月を要するなど、適切な対応を取れなかった。

(2) 再発防止策

①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断

いじめ問題は、件数が多くかつ事案の態様も様々であるため、どのような場合に重大事態としての調査が必要であるか、判断事例を積み上げることにより、迅速かつ的確な判断につなげる必要がある。

そこで、今後、重大事態の事例や判断のノウハウが蓄積していく教育委員会事務局の人権教育・児童生徒課に緊急対応チームを設置し、そのチームと学校教育事務所・学校が連携し、的確に重大事態調査の判断を行う。

②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進

「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を行い、迅速かつ組織的な対応が行えるよう、緊急度・重要度に応じた報告や、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局でのケースカンファレンスの連携の仕組みを整備するなど、再発防止の取組を進める。

③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用

校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等で制度周知や事例検討を行い、法の確実な運用を行う。

【具体的な取組例】

- ・弁護士等によるいじめ防止対策推進法の趣旨や定義の理解を深める研修
- ・いじめの実例に基づいた重大事態の判断の事例検討
- ・いじめ調査における聴取手法の研修

④早期解決に向けた調査体制の拡充

日々成長していく児童生徒に配慮し、いじめの重大事態の調査を迅速に実施し、早期の解決を図れるよう、調査に当たる横浜市いじめ問題専門委員会の委員となる専門家の増員や、事務局体制の充実を図る。

7 調査結果の公表のあり方

自治体として、公表に係る法律を適正に運用するとともに、教育的視点からの公表がどうあるべきか、検討していくこと。

(1) 問題点

①調査報告書の公表についての準備が不足していたこと

法令では、重大事態の調査を行った場合は、「調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行うものとする」とされているのみで、公表に関する規定はない。

また、調査報告書は、プライバシーに関する情報を多く含むため、関係者以外への公表については、想定していなかった。

②教育的視点からの調査を活用すること

調査報告書を踏まえ、関わった児童生徒がそれぞれの行動を振り返り、自らの社会性や相手を尊重したコミュニケーション能力を高めることにより人として成長できるきっかけとできるよう、教育的な指導につなげる必要がある。

(2)再発防止策

①調査結果公表における個人情報保護関係法令の順守

教育行政の透明性を確保するため、調査報告書は可能な限り公表されることが望まれているが、プライバシーに関わる情報が多く含まれるため、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、公表の是非及び範囲を判断する。

②調査結果公表のガイドラインの作成

今後、調査結果の公表が求められた場合どのように対応すべきであるか、教育行政の透明性に応えとともに、教育的視点及び個人情報保護の視点や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を踏まえ、考え方を整理する必要がある。

このため、弁護士や教育関係者、学識経験者等からなる附属機関により、いじめ重大事態の調査結果の公表のあり方を議論の上、「公表に関するガイドライン」を策定し、これに基づき関係児童生徒・保護者や対外的公表の対応を行う。

8 いじめの定義の理解

いじめ防止対策推進法や、横浜市いじめ防止基本方針の定義を正しく理解し、いじめについて適切に判断し対応すること。

(1) 問題点

①いじめの定義の理解が不足していたこと

いじめの定義では、いじめられた児童生徒の立場にたって「心身の苦痛を感じているもの」がいじめと定義されている。

しかし、本事案では、「いじめの事実を明確にしなければならない」「事実が明確になれば、関係児童を指導することはできない」との考えにとらわれ、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局とも、法の定義・趣旨に基づいたいじめとの認識を持つことができなかった。

②「いじめ重大事態」の理解に関する研修が不足していたこと

現実のいじめ事例の態様は複雑多様で判断が難しい中、学校現場に対する研修等が十分とは言えず、通知を主体とした周知にとどまり、具体的な事例の情報提供ができていなかったために、学校は迅速な判断ができなかった。

(2) 再発防止策

①より効果的な研修の工夫

教育委員会事務局の職員、校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等において制度周知や事例検討を行うことで確実な運用を図る。

また、研修素材を見直し、いじめの定義理解や重大事態の認知、事例の判断基準、解決策等について、児童支援・生徒指導専任教諭等のスキルや感度を上げられるものにする。

【活用する研修の例】

- ・出張行政説明（文部科学省初等中等教育局）
- ・課題解決の専門家による研修（人権教育・児童生徒課）
- ・児童支援・生徒指導専任教諭夏季研修（人権教育・児童生徒課）
- ・指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター）

②いじめの申し立て窓口の設置

いじめ事案について、学校に相談しても解決しない場合やいじめの調査の対応がされない場合に対応するため、児童生徒や保護者が学校を経由せず、アクセスしやすい相談窓口や申し立てを行うことができる専用窓口の設置を検討する。

③保護者や地域に向けた学校の取組の発信

児童生徒のいじめ行為は、大人の言動が大きく影響する。いじめを未然に防止するために、学校がいじめについてどのような教育を実施していくのか、広く保護者や地域に向けて発信する。

【発信の具体例】

- ・学校ホームページを使った学校でのいじめの未然防止の取組の発信
- ・いじめ防止市民フォーラムの実施
- ・横浜子ども会議での成果を活用したポスターによる啓発
- ・地区懇談会や学校運営協議会を活用した発信